# 第Ⅱ章　景観形成に関する方針

## １．景観計画区域の設定

本町においては、各地域に見られる多種多様な景観要素の保全、創出を図るため、景観法に基づく景観計画区域を本町全域（面積約 2,696ha）とし、さらに本町の海の景観を構成する重要な要素である珊瑚礁海域の礁縁（リーフエッジ 面積約 164ha）まで含むものとします。

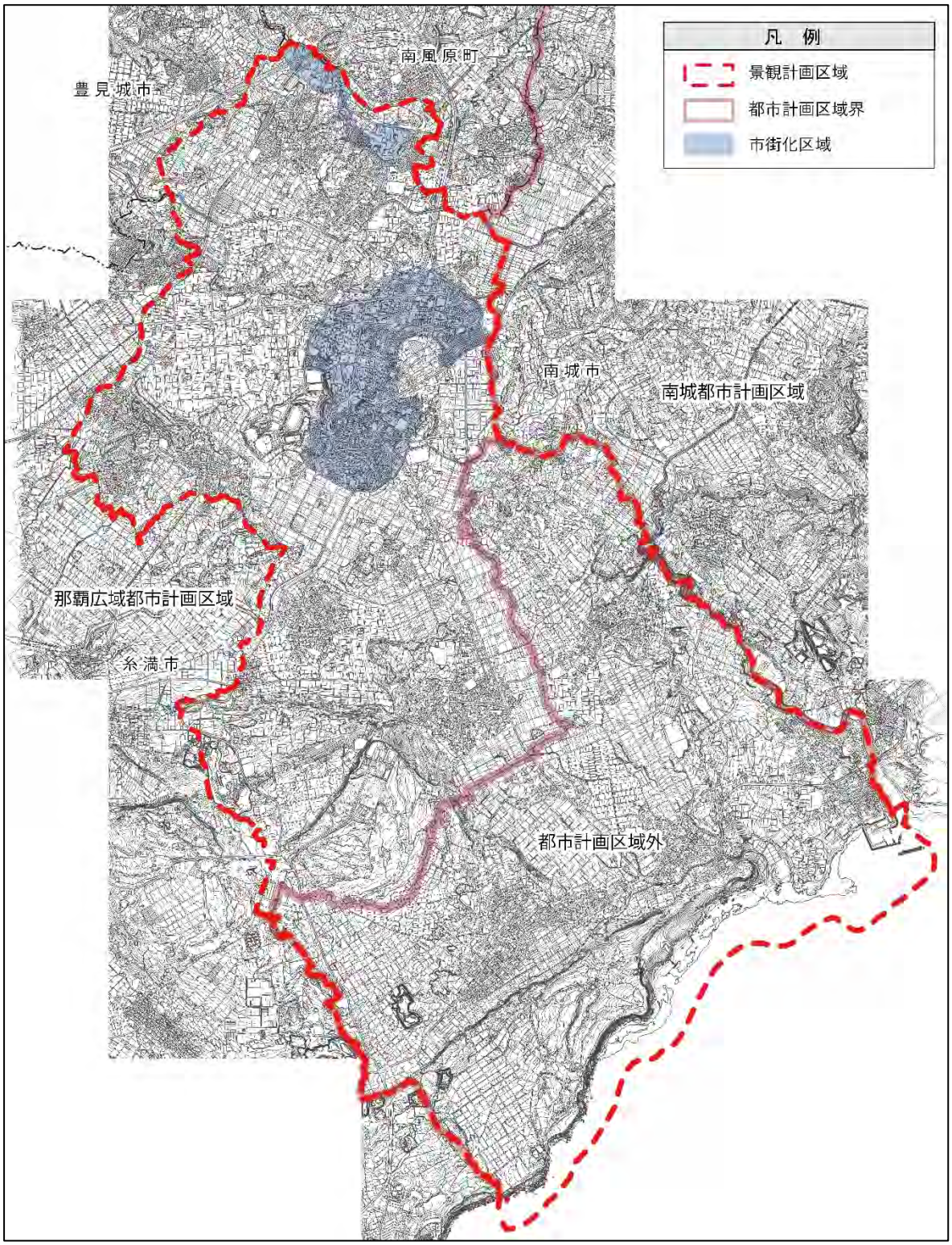

# ２．景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

## （１）景観形成の将来像

本町は、中央に位置する八重瀬岳（標高 163m）を最高地とする丘陵台地を中心に、南側はゆるやかな斜面を形成しています。

本町の景観は、八重瀬岳やグスクが存在する小高い丘の緑の森（ムイ）等の緑豊かな山並みや、ダイナミックな地形を作る自然海岸や白い砂浜、珊瑚礁が残る海岸・海浜域、本町を流れる河川の潤いある景観等、独特な地形が創りだした豊かな自然景観を基本としています。

これら自然景観と調和するように、碁盤目状に整備された農地景観や、北側に森（ムイ）を配し、フクギ屋敷林や粟石の石垣、赤瓦住宅が残るなど、伝統的な景観要素を有する集落景観、その集落には、本町の特徴であり、地域を見守り続ける石彫りの大獅子（シーサー）や、拝所、地域の伝統芸能等、現在でも残り受け継がれている歴史・文化的景観があります。一方で、本町北側においては、土地区画整理事業が行なわれた区域や、国道 507 号の拡幅整備及び沿道商業施設の増加等、都市的な開発が進み、市街地としての景観を形成しつつあります。

また、地域に残る伝統芸能や祭りのにぎわい、本町の特産物の味や香り、拝所等の神聖な祈りの空間など、五感を持って感じ取れる景観要素があります。

このように、多様な景観要素を有する本町は、今後、これらの景観を守り、育み、再生・創造し、次世代へより良い形で引き継ぐために、景観形成に関する将来像を以下のように定めます。

『豊かな自然と、誇りある伝統文化が息づく　清（ちゅ）らまち八重

## （２）景観形成に関する基本方針

将来像の実現に向け、本町における良好な景観形成に関する基本方針を以下に定めます。

### ①自然景観地域（山並み・緑、地下、海岸・海浜、河川）

**「豊かな自然緑地や地下、ダイナミックな海岸線などを守り育む景観形成」**

●山並み・緑、地下の景観

・八重瀬岳やグスク等の緑豊かな山並み（稜線）の保全
・丘陵部の高台から眺める良好な眺望景観の保全・活用
・八重瀬岳や多々名グスクなど、地域のシンボルの保全・活用及びその周辺地域の良好な住環境づくり
・洞窟や鍾乳洞、壕等の地下の景観の保全・活用

【八重瀬岳の山並み】

●海岸・海浜、河川の景観

・ダイナミックな自然海岸、美しい砂浜の景観の保全
・海の景観形成において重要なサンゴ礁・干瀬（イノー）及び水質の保全
・関係機関と連携した水質浄化等による良好な河川環境の保全・創出
・多自然型川づくりによる、住民の憩いの場となる親水空間の創出
・散歩コースとして楽しく歩ける、良好な河川景観の創出
・災害防止や安全性の向上を図るための整備促進
・これら自然資源を活用したにぎわいの創出

【玻名城の郷ビーチ】

【雄樋川】

## ②集落・農地景観地域

**「誇りある伝統文化が息づく集落と、**
**多様な農作物が創りだす農地が調和した景観形成」**

●集落景観

・各集落が持つ景観特性を活かした集落景観づくり
・住民の営みと伝統文化が創りだした歴史ある集落景観の保全
・集落と農地が織りなす八重瀬町らしい農村集落の景観の保全・創出
・集落に残る歴史・文化的資源の保全・活用

【世名城の集落】

【志多伯神谷の門構え】

●農地景観

・基盤目状に整備された良好な農地景観の保全
・緑豊かな山や森（ムイ）と調和したのどかな田園景観の保全・創出
・農業と観光産業が連動した景観資源の活用
・サトウキビ畑が創りだす農地景観の創出
（風に揺られるサトウキビの音、キビ刈りの様子など）

【サトウキビ畑をはじめ、多種多様な農地景観が見られる】

## ③市街地景観地域

**「交流・にぎわいを生み出す市街地としての景観形成」**

・人口増加や企業誘致等を想定した、町の発展とバランスのとれた景観形成
・緑の創出や、農地景観との調和に配慮した市街地景観の形成
・都市的なデザインと伝統的なデザインを取り入れた公共施設が創りだす市街地景観の形成
・無電柱化の促進等による、整然とした市街地空間の創出
・本町北の玄関口にふさわしい景観形成

【都市化が進む土地区画整理区域】

【屋宜原地区土地区画整理区域内の戸建て住宅】

## ④主要幹線道路景観軸（国道 507 号、国道 331 号、県道 77 号線沿道）

**「都市的発展を支える、本町の骨格となる道路の景観形成」**

・沿道建築物の高さや色彩、屋外広告物の適正な規制・誘導等による良好な沿道景観の創出
・本町に適した街路樹や、カラー舗装等による道路景観の創出
・無電柱化の促進等による、整然とした道路空間の創出
・フクギ並木等の景観資源を活かした魅力的な道路空間の創出
・デザイン等に配慮したガードレールや赤瓦を使用したバス停などのストリートファニチャーによる良好な沿道景観の創出

【国道 507 号】

【国道 330 号のフクギ並木】

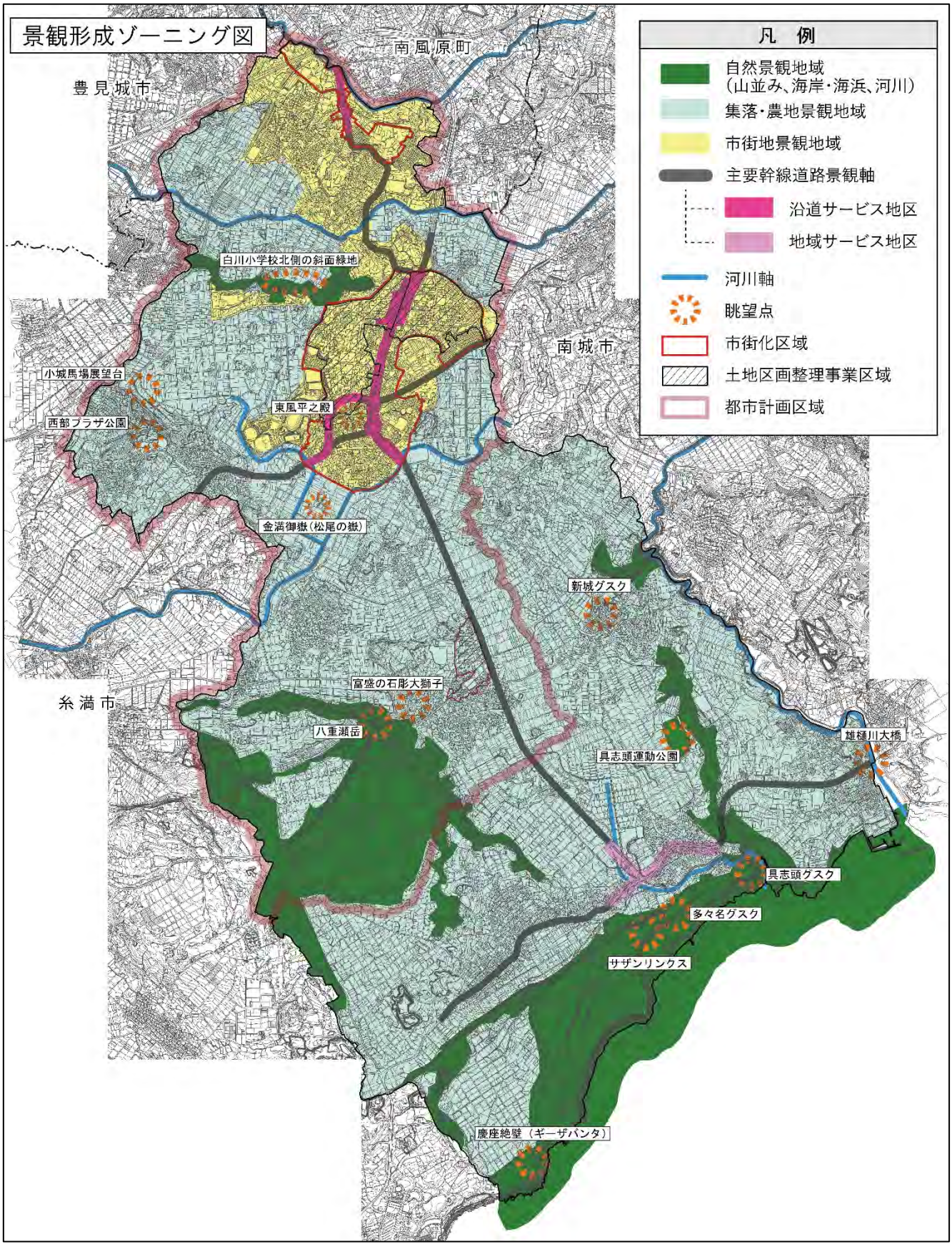
景観形成ゾーニング図
南風原町
豊見城市
南城市
糸満市
白川小学校北側の斜面緑地
小城馬場展望台
西部プラザ公園
東風平之殿
金満御嶽（松尾の嶽）
新城グスク
富盛の石彫大獅子
八重瀬岳
具志頭運動公園
雄樋川大橋
具志頭グスク
多々名グスク
サザンリンクス
慶座絶壁（ギーザバンタ）
凡　例
自然景観地域
（山並み、海岸・海浜、河川）
集落・農地景観地域
市街地景観地域
主要幹線道路景観軸
沿道サービス地区
地域サービス地区
河川軸
眺望点
市街化区域
土地区画整理事業区域
都市計画区域

## ●主要幹線道路景観軸について

### 【主要幹線道路景観軸】

主要幹線道路景観軸は、国道 507 号（旧道含む）及び国道 331 号、県道 77 号線の沿道 25m の範囲（道路端から 25m の範囲）にあたります。国道 507 号等については、今後、道路拡幅整備が予定されていますが、主要幹線道路景観軸は、拡幅整備後の道路端より 25m の範囲で考えます。

### 【沿道サービス地区】

沿道サービス地区は、市街化区域の国道 507 号（旧道含む）及び県道 77 号線の沿道に位置し、「八重瀬町都市計画マスタープラン（令和 4 年 3 月）」で沿道商業ゾーンとして位置付けられた地区です。

本計画では、主要幹線道路景観軸の中に沿道サービス地区を位置付けており、伊覇地区地区計画区域及び屋宜原地区地区計画区域の沿道商業地区、市街化区域内の第一種住居地域（一部除く）及び準住居地域、近隣商業地域を沿道サービス地区とします。また、北部地区（外間・宜次・友寄）の国道 507 号（旧道）の第一種住居地域（一部除く）も沿道サービス地区とします。

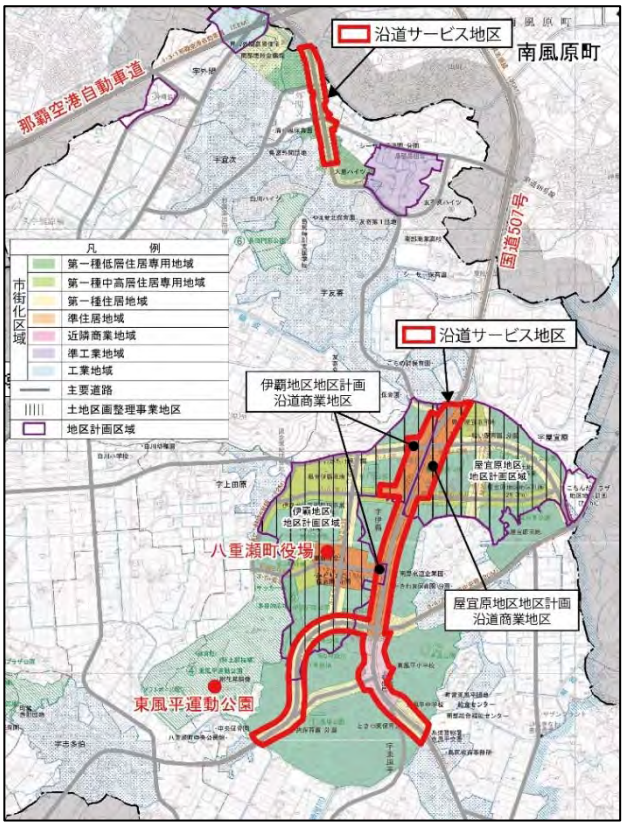


### 【地域サービス地区】

地域サービス地区は、南の駅やえせ周辺の国道 507 号及び国道 331 号沿道に位置し、「八重瀬町都市計画マスタープラン（令和 4 年 3 月）」で地域サービスゾーンとして位置付けられた地区です。
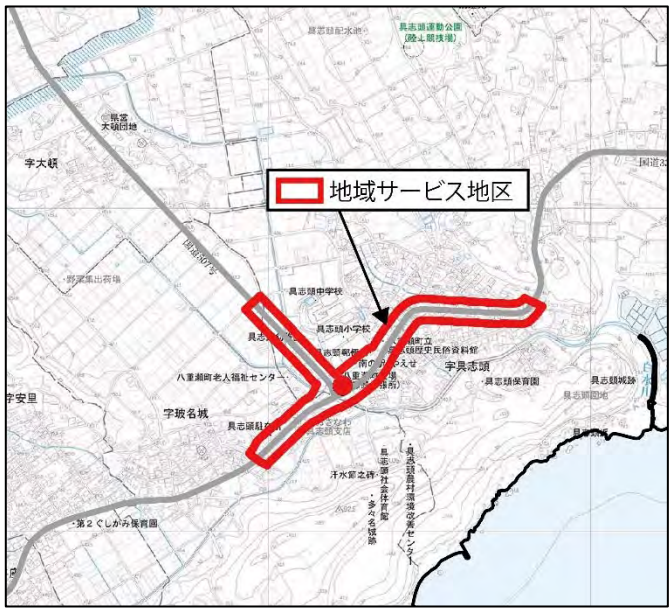
本計画では、主要幹線道路景観軸の中に地域サービス地区を位置付けており、国道 507 号及び国道 331 号の沿道 25m の範囲（道路端から 25m の範囲）を地域サービス地区とします。